

佐賀県後期広域連合だより

発行 佐賀県後期高齢者医療広域連合
発行日 令和7年7月15日

第9号

【今号の内容】

- 佐賀県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ・・・1～2ページ
 - ・医療費のお知らせについて
 - ・医療機関・薬局では「マイナ保険証」か「資格確認書」をご使用ください
 - ・後期高齢者医療資格確認書の発送について
- 佐賀県の後期高齢者医療の運営状況・・・3ページ
 - ・医療給付費と財源の状況（令和7年度予算）
 - ・被保険者数の状況
- 令和7年度の保健事業の紹介・・・4～7ページ
 - ・後期高齢者健診（フレイル健診）を受診しましょう！
 - ・「オーラルフレイル」を予防して健康長寿を目指しましょう！
 - ・76歳歯科健診「歯（し）あわせ健診」を実施しています
 - ・ジェネリック医薬品を利用しましょう！
 - ・その不調、お薬の飲み合わせが原因かも！？



佐賀県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

医療費のお知らせについて

後期高齢者医療制度の被保険者の方へ「後期高齢者医療費のお知らせ」をお送りしています。このお知らせは、一定の期間にかかった医療費の情報をお知らせすることにより、ご自身の健康や医療費に対する関心を深めていただくことを目的に、年に2回送付しています。

確定申告等の医療費控除の手続きで医療費の明細書として使用することができますので、手続きに使用される方は大切に保管してください。

	送付時期	通知に記載する診療月
通知1回目	令和7年11月下旬	令和7年1月～8月
通知2回目	令和8年2月下旬	令和7年9月～12月

医療機関・薬局では、
「マイナ保険証」か「資格確認書」をご使用ください

＼とってもカンタン／ マイナ保険証の利用方法



1 受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード

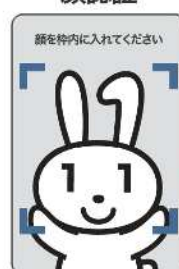
カードリーダーで
マイナンバーカードを
保険証として登録
できます！



2 本人確認

顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・処方情報
を当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康育
障のために使用します。

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康育
障のために使用します。

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！

後期高齢者医療資格確認書の発送について

マイナ保険証の保有状況に関わらず、後期高齢者医療制度に加入する皆さまに、従来の保険証と同じように受診できる「資格確認書（緑色）」を7月下旬に【簡易書留】でお送りいたします。8月1日以降にご使用ください。

今お持ちの被保険者証（桃色）、資格確認書（白色）、限度額適用・標準負担額減額認定証（黄色）及び限度額適用認定証（白色）は、令和7年7月31日までの有効期限となっています。有効期限後は、お住まいの市役所（町役場）の後期高齢者医療担当に返還していただくか、裁断等をして確実に廃棄してください。

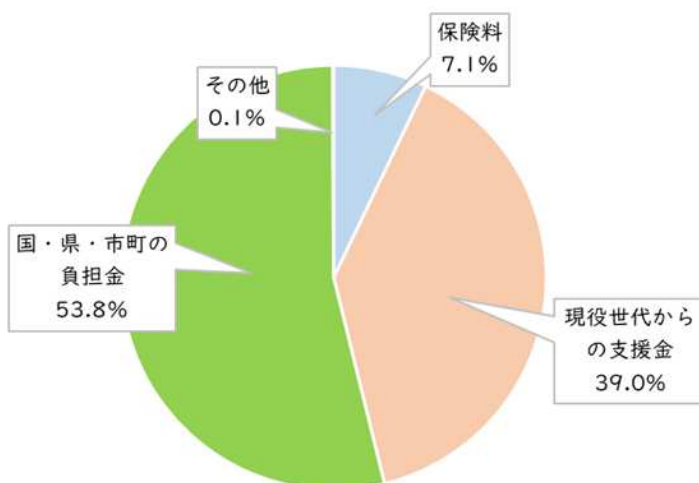
佐賀県の後期高齢者医療の運営状況

医療給付費と財源の状況（令和7年度予算）

令和7年度当初予算では、医療給付費（医療費から皆さまが支払われる一部負担金を除いたもの）の総額を1,417億円と見込んでいます。被保険者（75歳以上の高齢者）の増加に伴う保険給付費の増加等で、前年度の1,393億円から24億円増加しています。

この財源には、皆さまが納められる保険料101億円、現役世代からの支援金553億円のほか、国・県・市町の負担金762億円等が充てられています。

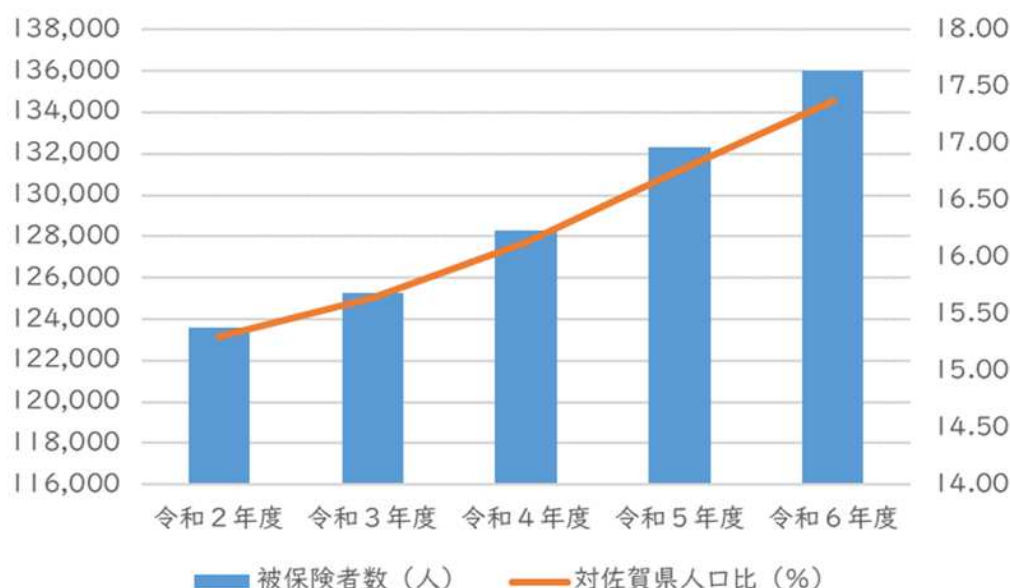
区 分	金 額	構成割合
保険料	101 億円	7.1%
現役世代からの支援金	553 億円	39.0%
国・県・市町の負担金	762 億円	53.8%
その他	1 億円	0.1%
合 計	1,417 億円	100.0%



被保険者数の状況（令和7年3月31日）



年 度	被保険者数（人）	伸び率（%）	対佐賀県人口比（%）
令和5年度末	132,341	3.14	16.77
令和6年度末	136,007	2.77	17.38



令和7年度の保健事業の紹介

後期高齢者健診（フレイル健診）を受診しましょう！



後期高齢者の方を対象に、**無料**の健康診査を実施しています。

健康診査の結果は、「今あなたの体の中に起きていること」を伝えてくれます。高血圧や糖尿病等の生活習慣病は、自覚症状がなく重症化し、突然、脳卒中や心筋梗塞等に至ることがあります。

ぜひ、**年1回の健康診査**を受けて、いつまでも健康な生活を送りましょう。

健診で何が分かるの？

- 主な検査内容は、
身体測定（身長・体重等）、血圧測定、
血液検査（血中脂質・肝機能・血糖等）、
尿検査（糖・蛋白等）です。
- 後期高齢者の質問票で、**フレイルチェックができます。**
- 血清アルブミン検査で、**低栄養チェックができます。**

**年1回
無料**

フレイルとは？

フレイルは、健康な状態と介護が必要な状態の中間の状態です。早めに気づき、適切な予防をすれば、フレイルの進行を防ぎ、健康な状態に戻ることができます。



日程・場所

市町によって、健診時期や場所、受診方法が異なります。

※お住まいの市町の健診担当課へお問い合わせください。

※佐賀県後期高齢者医療広域連合ホームページのトップページ

「お住まいの市町窓口はこちら」を参照ください。

※治療中の方は、かかりつけ医にご相談の上、受診してください。

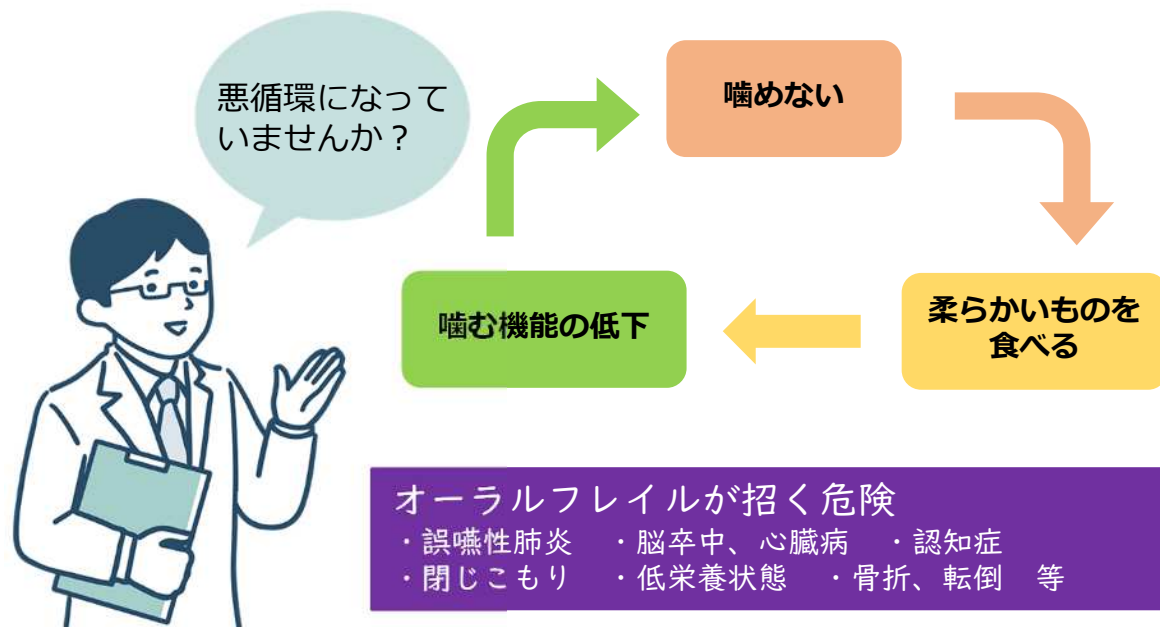
※**年度（4月から翌年3月まで）に1回のみ無料です。**

2回目からは、自己負担になりますのでご注意ください。

「オーラルフレイル」を予防して健康長寿を目指しましょう！

オーラルフレイルとは？

「オーラルフレイル」は、直訳すると「口の機能の虚弱」となります。口腔機能の衰えは放っておいたり、適切に対処しなかったりすることにより、心身機能の低下にまでつながってしまいます。



オーラルフレイルを予防するには、歯と口の健康を保つことが大切です。

「口の中を清潔に保つこと」そして「加齢で衰える口腔機能の維持・改善に努めること」がポイントとなります。また、定期的な歯科健診で自分の歯や口の状態を知ることもオーラルフレイルの予防につながります。

76歳歯科健診「歯（し）あわせ健診」を実施しています

令和7年度に76歳になる方を対象に、無料の歯科健診「歯（し）あわせ健診」を実施しています。検査項目には、口腔機能のチェックも入っていますので、歯科健診で歯と口の健康状態をチェックしてオーラルフレイルを防ぎましょう。

この機会にぜひ受診してください。

対 象

令和7年度に76歳になる方

（昭和24年4月1日～昭和25年3月31日生）

● 対象者には4月に受診券をお送りしています。

※令和6年度に76歳になった方で、令和7年3月31日まで
に県外から転入された方も対象です。

期 間

令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
（医療機関の休診日は除く）

方 法

受診券と一緒に届いた「歯科医院一覧表」に
記載されている歯科医院に電話で予約してください。



ジェネリック医薬品の使用で、薬にかかる自己負担が軽くなります

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に製造販売される医薬品で、国の厳しい審査基準を満たし、新薬と同等の有効性や品質を持つ低価格の医薬品です。医療の質を落とさずに個人の負担を軽くでき、特に複数の薬の服用や長期的な服用が必要な場合は効果的です。

佐賀県におけるジェネリック医薬品の使用状況

佐賀県の後期高齢者に処方された医薬品に占めるジェネリック医薬品の数量の割合（数量シェア）は順調に増加しており、令和7年3月時点で90.0%と国が目標として掲げる80%を達成しています。



年 月	数量シェア (%)
令和5年3月	83.4
令和6年3月	85.0
令和7年3月	90.0

ジェネリック医薬品差額通知を発送しています

広域連合では、現在服用されているお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代の自己負担額をどのくらい軽減できるか試算した差額通知はがきを「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」として、年に1回、1月末頃に発送しています。

対 象

該当月に処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、1か月あたりの自己負担額の軽減が一定以上見込まれる方が対象となります。

※必ずしも全員に届くわけではありません。

※実際の窓口でのお支払いには、技術料・管理料等の別費用が含まれていることがあります。

※ジェネリック医薬品に切り替えることで、お薬代が安くなる可能性があることをお伝えするものです。切り替えを強制するものではありません。

※すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。詳しくは、かかりつけ医や薬剤師へご相談ください。

※一部ジェネリック医薬品は供給量が減少しており、在庫が不足している場合があります。希望通りに変更できない場合もありますので、予めご了承ください。

その不調、お薬の飲み合わせが原因かも！？



高齢になると、病院にかかることも増えます。それに伴い、服用するお薬が増え、飲み合わせによる副作用等が生じることを「ポリファーマシー」と言います。副作用の主な症状としては、ふらつき・転倒、記憶障害、抑うつ、食欲低下、排尿障害・尿失禁等があります。

ポリファーマシーを防ぐために、以下の点に注意しましょう。

『かかりつけ薬剤師・薬局』をもちましょう

あなたがもらっているお薬を、ひとつの薬局でいつも同じ薬剤師が確認することで、いくつもの医療機関から同じようなお薬が出ていないか、飲み合わせに問題がないかのチェックをすることができます。

「処方されたお薬が飲み込みにくい」「市販のサプリメントやお薬と、今飲んでいるお薬の飲み合わせや、治療中の病気に影響しないか心配」「健康診断の結果の見方がわからない」そんな時も、ぜひ『かかりつけ薬剤師・薬局』に相談してください。



「お薬手帳」を活用しましょう

お薬手帳には服薬状況等が記録されており、処方量の目安となります。一冊にまとめて、必ず持参するようにしましょう。薬剤師がいつ出されたお薬かを調べ、お薬の整理をお手伝いします。



「残薬」をつくらない

お薬を処方どおりに服用できなかったことで症状が悪化し、お薬が増えてしまう悪循環に陥ってしまう可能性があります。

もし、飲み残したお薬があるときは、「お薬手帳」と一緒に「かかりつけ薬剤師・薬局」へ持って行きましょう。薬剤師が飲み残しの薬の調節や、気づいていない副作用が出ていないか等の確認も行います。

むやみにお薬を欲しがらない

お薬の数や種類が増えるほど、飲み忘れや副作用等のリスクが高まります。医師の診断と処方を信頼し、多くもらいすぎないようにしましょう。

重複受診をひかえる

同じ症状で複数の医療機関を訪ねる重複受診は、お薬の重複を招くことに加えて、治療の重複等により体に負担がかかってしまいます。安易な複数の医療機関への受診は避けましょう。

ご自分やご家族の健康のためにも、
“何でも相談できる”『かかりつけ薬剤師・薬局』を
おもちいただくことをお勧めします。



【お問い合わせ先】佐賀県後期高齢者医療広域連合

〒840-0201

佐賀県佐賀市大和町大字尼寺1870番地 佐賀市大和支所3階

電話：0952-64-8476 ファックス：0952-62-0150

ホームページ：<https://www.saga-kouiki.jp/>